

4 笠監第 6 号

令和 4 年 8 月 31 日

笠置町長 中 淳 志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 坂本 英人

令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率等  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）  
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年  
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率等について、次のとお  
り意見書を提出する。

## 令和3年度 健全化判断比率審査意見書

### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 2. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

各年度の健全化判断比率等について

(単位：%)

| 健全化判断比率  | 令和2年度 | 令和3年度 | 早期健全化基準 |
|----------|-------|-------|---------|
| 実質赤字比率   | －     | －     | 15.0    |
| 連結実質赤字比率 | －     | －     | 20.0    |
| 実質公債費比率  | 4.6   | 5.1   | 25.0    |
| 将来負担比率   | －     | 1.4   | 350.0   |

※0%以下の場合は「－」として表示

#### (2) 個別意見

##### ①実質公債費比率について

本年度の実質公債費比率は前年度と比較して 0.5 ポイント増としている。これはつむぎてらす建設に係る平成 29 年度に発行した一般補助施設整備等事業債や、笠置会館耐震補強及び大規模改修工事に係る過疎対策事業債の元金償還が始まったことが大きな要因となっている。

この実質公債費比率は 3 カ年平均値で求められており、単年度の同比率は令和元年度が 4.76%、令和 2 年度は 5.51%、令和 3 年度は 5.29%としている。来年度以降については、新たに償還が始まるものもあれば償還が終わるものもあり、例年並みの財源が確保できると仮定すると実質公債費率については減少傾向で推移するものと見込まれる。当町の財政状況を鑑み、繰り上げ償還等の実施を検討され引き続き公債費の適正化に努められたい。

## ②将来負担比率について

令和 2 年度の将来負担比率は 0 %以下であったことから「-」として表記をしていたが、令和 3 年度では 1.4%となった。

当該比率の算定ルールの一つとして算定基準日を設けており、本年度では令和 4 年 3 月 31 日を基準日として、その時点における地方債の償還残高や退職手当の負担見込額など、将来負担しなければならないものを仮にその基準日に全額負担することとした場合の総額から、同日で保有している基金など充当可能財源額を差し引いた額を分子として、その団体の標準財政規模等によって算出された額を分母とした算定式によって当該比率は算出されている。

本年度においては、将来負担額である公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額及び退職手当負担見込額が前年度より減少している

ものの、庁舎等管理事業に係る役場本庁舎の耐震工事に伴い緊急防災対策事業債及び一般事業債を発行したことにより、地方債の現在高が前年度より1億1,916万9,000円増の15億8,403万2,000円となっている。なお、充当可能財源である充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額については前年度より微増しているが、地方債の現在高の大幅な増により将来負担率のポイントが上昇する結果となったものである。

しかし、今年度発行した臨時財政対策債の一部は、減債基金に積み立て、今後の償還金に充当することとしており、また今年度の実質収支額が1億285万3,232円となり、余剰金から財政調整基金へ6,000万円積み立て予定である。そのため、令和4年度における充当可能財源額は増加見込みであり、それに伴い将来負担率のポイントは減少傾向であることから、特筆して逼迫した状況ではないものの、地方債の現在高の抑制及び充当可能財源の確保とともに財政状況の見直し等も含め、今後も適正化に努められたい。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

## 令和3年度 資金不足比率審査意見書

### 1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 2. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

各年度の資金不足比率等について

(単位：%)

| 比率名    | 令和2年度 | 令和3年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.0    |

※0%以下の場合「—」として表示

#### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。